

アドバンス・レジデンス投資法人
第8回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2025年10月27日開催）

1. 議決権の状況

議決権を有する投資主数の総数：21,176名

その有する議決権の数：2,852,302個

2. 決議事項の内容

第1号議案：規約一部変更の件（その1）

第2号議案：規約一部変更の件（その2）

第3号議案：執行役員1名選任の件

樋口 達氏を執行役員に選任するものです。

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

工藤 勲氏を補欠執行役員に選任するものです。

第5号議案：監督役員3名選任の件

小林 覚氏、金山 藍子氏及び小峰 光氏の3名を監督役員に選任するものです。

第6号議案：補欠監督役員1名選任の件

得重 貴史氏を補欠執行役員に選任するものです。

3. 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率（％）	決議結果	
第1号議案	2,837,881	10,451	0	99.49	可決	
第2号議案	2,451,702	396,630	0	85.96	可決	
第3号議案	2,834,293	14,039	0	99.37	可決	
第4号議案	2,422,328	426,006	0	84.93	可決	
第5号議案	小林 覚	2,847,354	978	0	99.83	可決
	金山 藍子	2,847,513	819	0	99.83	可決
	小峰 光	2,847,529	803	0	99.83	可決
第6号議案	2,847,514	850	0	99.83	可決	

（注1）各議案の賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数（みなし賛成（注）による出席を含みません。）2,852,302個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

（注2）第1号議案及び第2号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

（注3）第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、みなし賛成（注）による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

4. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて
本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成（注）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は、賛成数、反対数及び棄権数のいずれにも加算していません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、当投資法人の規約 14 条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する
3. 前 2 項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から 2 週間以内に、総発行済投資口の 100 分の 1 以上の投資口を 6 か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
 - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第 1 項及び第 2 項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

以 上